

# 精神保健福祉相談・アルコール相談

若松区役所高齢者・障害者相談係では、さまざまなところの問題について、保健・医療・福祉に関する情報提供などの相談支援事業を行っています。ご自身だけでなく、ご家族や身近な方からのご相談もお受けし、精神科医や酒害相談員などが個別に応じています。（予約制・無料）

《開催日》

毎月第2・4金曜日

※アルコール相談は第4金曜日のみ

13:30～15:30（予約制）

3日前までにご予約ください。

		精神相談	精神相談 アルコール相談
令和4年	4月	8	22
	5月	13	27
	6月	10	24
	7月	8	22
	8月	12	26
	9月	9	秋分の日
	10月	14	28
	11月	11	25
	12月	9	23
令和5年	1月	13	27
	2月	10	24
	3月	10	24

＜お問合せ＞

若松区役所保健福祉課

高齢者・障害者相談係

電話：751-4800（直通）

住所：〒808-8510

若松区浜町1-1-1

